

大阪府立成城高等学校防犯カメラ管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府立成城高等学校（以下「本校」という。）内に設置した防犯カメラにより撮影された映像及び音声（以下「映像等」という。）の管理方法を定めることにより、防犯カメラの適正な運用を図ることを目的とする。

(防犯カメラの概要)

第2条 本校で管理する敷地内における防犯目的を達成するため、次項のとおり防犯カメラを設置する。

- 2 本校において、設置する防犯カメラ、録画装置、設置個所・台数及び録画時間は、別表1のとおりとする。

(本校職員の義務)

第3条 防犯カメラによって撮影された映像等閲覧した職員は、映像から知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本校より異動又は退職した後においても同様とする。

(管理責任者)

第4条 防犯カメラの適正な管理を図るため、別表2のとおり防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

- 2 管理責任者は、前条の目的を達するため、必要な措置を講ずるものとする。また、管理責任者でなくなった後においても、映像から知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 3 管理責任者は、必要に応じ防犯カメラにより撮影した映像等を閲覧した職員への個人情報管理に関する指導を徹底するなど、防犯カメラにより撮影された個人情報の保護に努めるものとする。
- 4 管理責任者は、防犯カメラの設置場所等について、次のとおり周知する。

(1) 防犯カメラ設置場所付近に「防犯カメラ作動中」の表示を行う。

(事務取扱者)

第5条 管理責任者は、防犯カメラに記録される個人情報を適正に取り扱うため、別表3のとおり職員の中から防犯カメラ管理事務取扱者（以下「事務取扱者」という。）を指定する。

- 2 事務取扱者は、映像等の記録機器（以下「記録機器」という。）の操作、及び映像等を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）の管理を行うものとする。
- 3 事務取扱者は、管理責任者の指示を受け、防犯カメラの適正な取扱いに努めなければならない。
- 4 事務取扱者は、防犯カメラによって撮影された映像等から知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。事務取扱者でなくなった後においても同様とする。

(記録機器等の管理)

第6条 管理責任者は、記録機器及び記録媒体を、次に定めるところにより管理するものとする。

- (1) 録画記録は、管理責任者が認めた職員のみ閲覧できるものとし、閲覧を行う場所は、管理責任者が指定するものとする。なお、録画記録の閲覧を行った場合は、その日時、目的、閲覧者及び閲覧の範囲を閲覧記録簿に記録するものとする。
- (2) 記録媒体に記録された映像等の加工並びに不必要な閲覧及び複写を禁止すること。
- (3) 記録媒体は、職員室内に設置し、盗難、紛失及び散逸の防止に努めること。
- (4) 記録媒体及び記録機器の目的外利用、外部流出、改ざん等の防止のため、事務取扱者は適切に閲覧が行われているか必要に応じて確認すること。
- (5) 記録媒体を設置場所以外の場所へ持ち出すことを禁止する。ただし、保守点検等の理由により、管理責任者が許可した場合は、この限りでない。
- (6) 防犯カメラ及び記録機器を廃棄する際には、記録媒体の破碎等を行うとともに適切な廃棄処理を行い、個人情報の流出を防ぐ措置を確実に講ずること。

(第三者提供)

第7条 職員は、録画記録の第三者への提供を行ってはならない。

- 2 管理責任者は、警察から刑事事件捜査に関して録画記録の提供を求められたときは、前項の規定に関わらず、法に則り録画記録の提供を行うことができる。
- 3 前項により警察に録画記録を提供しようとするとき、管理責任者は提供を求める相手方に捜査関係事項照会書の提示を求める等により、相手方の身元及び利用目的の確認を徹底する。
- 4 前2項により録画記録の第三者への提供を行う場合は、提供する録画記録は必要最小限に留めるとともに、提供する相手方に対し、次に掲げる事項を遵守させるものとする。
 - (1) 提供した録画記録の盗難、紛失及び散逸を防止すること。
 - (2) 目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと。
 - (3) 録画記録の無断複写を行わないこと。
 - (4) 目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、提供及び複写した録画記録の消去、記録媒体の返却又は粉碎等必要な処理を行うこと。

(定時制との連携)

第8条 管理責任者は、本校定時制の准校長から録画記録の提供を求められたときは、本管理要綱に則り、録画記録の閲覧及び提供を行うことができる。尚、定時制職員も第3条を遵守すること。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、防犯カメラの管理に関し必要な事項は、管理責任者が必要に応じて最終判断を行う。

附則 (施行日)

この要綱は、令和6年10月25日から施行する。

別表 1

| 防犯カメラ | 録画装置 | 設置個所・台数 | 録画時間 |
|--|-------------------------------------|--|------|
| Dahua 製 解像度 1920×1080 有効画素数:約 200 万 画素 画角 (水平 33° ~102° 垂直 19° ~53°) デイナイト機能、赤外 線照明搭載 | HDD 方式(10TB) 約 1 か月連続録画 上書き方式 | 正門付近 2 台 北東門付近 1 台 西門付近 1 台 東門付近 1 台 南東門付近 1 台 | 常時 |

別表 2

| |
|---------------|
| 管理責任者 |
| 大阪府立成城高等学校 校長 |

別表 3

| |
|---------------|
| 事務取扱者 |
| 大阪府立成城高等学校 教頭 |
| 同上 事務部長 |